

患者様へのご案内（保健医療機関における書面掲示）

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行っております。

明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

短期滞在手術等基本料1

1,359 点

医療情報取得加算

初診時	マイナンバーカード利用	1 点	利用なし	3 点	
再診時	マイナンバーカード利用	1 点	利用なし	2 点	（3 月に 1 回）

医療情報 DX 推進体制整備加算

初診時 8 点

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

初診料	291 点
再診料	75 点
コンタクトレンズ検査料1	200 点

担当医師名：今 義勝（厚生労働大臣の定める眼科診療経験年数を有する）

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定された事のある方の基本診療料を算定いたします。

一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。